柔道整復師（整骨院・接骨院）の施術を受ける人へ

整骨院や接骨院を利用する人が増えています。「疲労からくる肩こりや、スポーツによる筋肉疲労でマッサージを受けに行く」という人もいるのではないでしょうか。

整骨院や接骨院は「柔道整復師」という資格を持つ人が施術をしますが、医療機関（病院や診療所）ではないので、健康保険が使えない場合があります。

《健康保険を使える症状と使えない症状》

保険を整骨院、接骨院で使えるのは、急性または亜急性（急性に準ずる）の外傷性のけがで、たとえば、ねん挫・打撲・挫傷・肉離れなどです。

内科的原因のこりや痛み、慢性的な症状などには保険が使えません。受けた後で、保険の適用が認められなければ、全額自己負担となり返還請求される場合があります。

○ **保険が使える場合＝**
ねん挫、打撲、挫傷（肉離れ）、骨折・脱臼の応急手当

△ **医師の同意がある場合に保険が使える場合＝**骨折、脱臼

× **保険が使えない場合＝**○△以外のもの（例：疲労や年齢が原因の肩こり・腰痛・体調不良、スポーツでの筋肉疲労、神経痛・リウマチ・ヘルニアなどの病気が原因の痛み）

《柔道整復師による施術を受けるときの注意》

●**負傷の原因を正しく伝えて、健康保険が使えるかどうかの確認を**
急性か亜急性の外傷性のけがでない場合や、労働・通勤災害に該当する場合は健康保険が使えません

●**交通事故などの場合は連絡を**
交通事故や傷害事件など第三者行為でのけがは、国保医療課へ届出が必要です

●**医師の診断が必要な場合があります**
施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられるため、医師の診察を受けてください

《市国民健康保険からの照会に協力を》

厚生労働省と県の指導に基づき、柔道整復師施術療養費（整骨院、接骨院での施術）の適正化への取り組みとして、啓発や患者調査などを行っています。協力をお願いします。

＊施術日や内容などを、文書での照会や電話で確認をする場合あり
＊柔道整復師施術を受けたときは、日頃から領収証の保管と受診の記録を心がけ、医療費通知で金額と日数の確認を

■問い合わせ先　国保医療課国民健康保険係　☎(36)1363

国民健康保険「はり費及びきゅう費助成制度」

市国民健康保険では、国保加入者の健康の保持、増進を目的とし、市が指定した施術所での、はり・きゅうの施術に対して助成を行っています。

●対象　市国民健康保険の被保険者
●助成回数限度　1日1回、1カ月に10回
●助成金額　各施術所での支払金額から差し引く金額
▽1術＝490円（はり・きゅうのいずれか一方の施術）
▽2術＝700円（はり・きゅう両方の施術）
●施術の範囲　神経痛、神経まひ、神経けいれん、リウマチ、関節痛、筋けいれん、腰筋ねんざ、中枢疾患後遺症
＊あんま、マッサージ、電気治療などは、助成の対象外
●施術所への持参品　保険証、印鑑
＊申請書の記入、押印が必要
＊指定施術所は、市HP http://www.city.munakata.lg.jp/→「健康・保険・福祉・子育て」→「年金・医療・介護」→「国民健康保険」→「給付について」で確認か問い合わせを

■問い合わせ先　国保医療課国民健康保険係　☎(36)1363

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群
ふるさとから世界遺産を！
第104回

8つの構成資産の世界的な価値

沖ノ島と古墳

古代の日本では、中国大陸や朝鮮半島から新たな技術や思想・文物を取り込むために、海を介した交流を盛んに行いました。その航海交流の要衝となっていた宗像沖の玄界灘は、現在も荒波で知られる危険な海域で、そこに浮かぶ孤島「①沖ノ島」では4世紀後半から9世紀末にかけて航海安全を願った大規模な祭祀（さいし）が行われました。

古代豪族宗像氏は、沖ノ島での祭祀を担い、海人集団として航海の水先案内を務めていました。その宗像氏の墳墓を代表する「⑧新原・奴山古墳群」は、玄界灘を一望できる小高い丘に築かれ、方墳をはじめ、大小の前方後円墳、円墳がほぼ完全な形で保存され、当時の支配階層を見て取ることができます。

航海の安全を願う祭祀と神事

宗像氏は、奈良時代に編さんされた『古事記』『日本書紀』の中で「宗像君（むなかたのきみ）」と呼ばれ、航海安全を願う祭祀を発展させました。沖ノ島で半岩陰（はんいわかげ）・半露天（はんろてん）祭祀が行われていた7世紀後半以降、大島の御嶽山山頂や九州本土の田島でも土器や滑石製の石製品を使った同様の祭祀が行われ、沖ノ島の沖津宮に田心姫神、大島の「⑥中津宮」に湍津姫神、九州本土の「⑦辺津宮」に市杵島姫神がまつられます。

10世紀以降、宗像大宮司家による三宮の祭祀は辺津宮が中心となり、12世紀には、境内に三宮をまつる第一宮（ていいちぐう）、第二宮（ていにぐう）、第三宮（ていさんぐう）がありました。14世紀には、御長手神事（みながてしんじ）と呼ばれる、沖ノ島から竹を従えて日を定めず春夏秋冬年4回、神事が行われていたことが『正平（しょうへい）年中行事（ねんちゅうぎょうじ）目録（もくろく）』に記されています。毎年10月1日に開催される「みあれ祭」は、この神事を昭和37年に再興したものです。

古代から現代まで続く信仰

近世に入り沖津宮の神事は、宗像大宮司に変わり大島の社家である一ノ甲斐河野氏（いちのかいかわのし）が執り行い、「禊（みそぎ）」や「一木一草一石たりとも持ち出してはならない」などの禁忌（きんき）が守られました。また、沖ノ島の南東1kmのところにある岩礁「②小屋島（こやじま）・③御門柱（みかどばしら）・④天狗岩」は、鳥居のような役割を果たしています。18世紀ころには、大島北岸に⑤沖津宮遙拝所が設けられ、通常渡島できない沖ノ島を拝む場所としての役割を果たしています。

このように、ユネスコ世界遺産委員会は、航海安全を願う信仰が、古代から現在まで途絶えることなく続いていることを示す遺産として価値が高いと評価しました。

■問い合わせ先　世界遺産登録推進室　☎(36)9456

【全構成資産】
①～④ 宗像大社沖津宮

⑤宗像大社沖津宮遙拝所

⑥宗像大社中津宮

⑧新原・奴山古墳群

⑦宗像大社辺津宮

医王院　宗像市認可霊園　宗像大社高宮祭場横
宗像聖地霊園
当霊園は宗旨、宗派を一切問いません。
承継者がいない方でも安心して申し込めます。
●所在地:福岡県宗像市田島2211番地 ●交通:西鉄・宗像大社前バス停徒歩10分●経営許可番号:18宗環第86号
お申し込みお問い合わせは
☎0940-62-1566

永代供養相談受付中

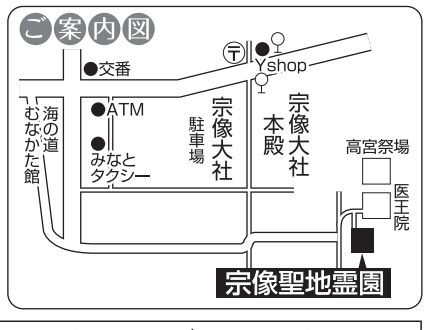

墓地+墓石+施工一式
※管理費・消費税も全て込み価格
1.8㎡ 1,191,000円～
2.35㎡ 1,875,000円～
3.3㎡ 2,256,000円～